

議案第78号

日野町税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日野町税条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年12月11日提出

日野町長 景山 享弘

## 日野町税条例の一部を改正する条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 85 号）が平成 27 年 9 月 30 日に公布されたことに伴い、日野町税条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正内容

平成 27 年 3 月 31 日条例第 22 号の日野町税条例の一部改正について、一部改正を行うもの。

- (1) 番号制度導入に伴い、町税に係る申告書等の様式に当該申告書等の提出者等の法人番号を記載する欄等を変更、追加するもの。（施行期日 平成 28 年 1 月 1 日）
  - ① 町税の納付書、納入書について、当初法人番号を記入することとしていたが、記入しないこととしたための変更。
  - ② 町民税の申告、固定資産税区分所有の補正方法の申し出、軽自動車税の減免申請、特別土地保有税の減免申請について、法人番号の法的根拠を追加。

### 3 附則規定

この条例は公布の日から施行する。

日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第1条 日野町税条例の一部を改正する条例(平成27年日野町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定の一部を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>又は名称</u>並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>又は名称</u>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)</u>並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)</u>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>

(町民税の申告)

第36条の2 略

2～8 略

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住

(町民税の申告)

第36条の2 略

2～8 略

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

<p>所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。<u>以下この号及び次条において同じ。</u>)又は法人番号(<u>同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。</u>) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、</p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、</p>
---	---

<p>納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第2条 日野町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条中町税条例第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条中町税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第9項、第</p>

の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号並びに第139条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第21条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項及び第6条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号並びに第139条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第21条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項及び第6条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。